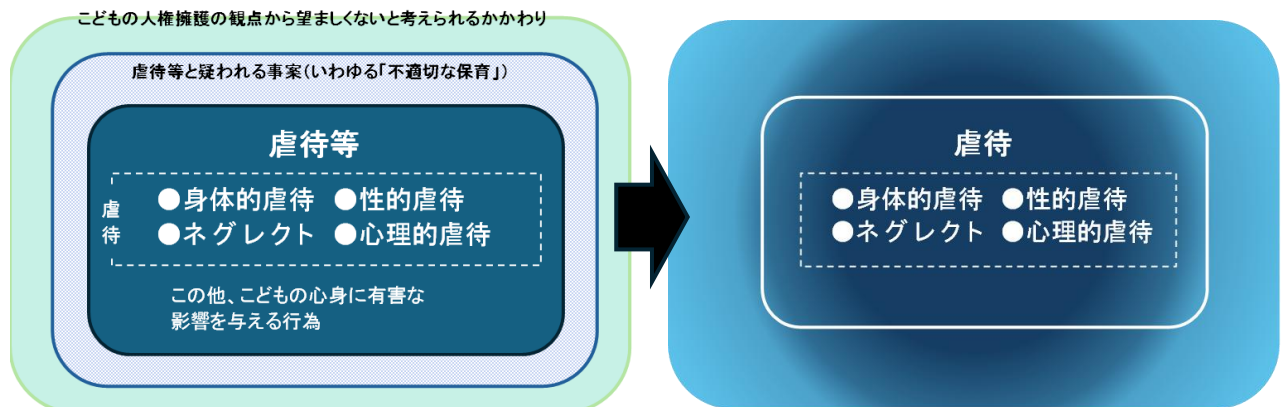


国の「新ガイドライン」 改訂の主なポイント

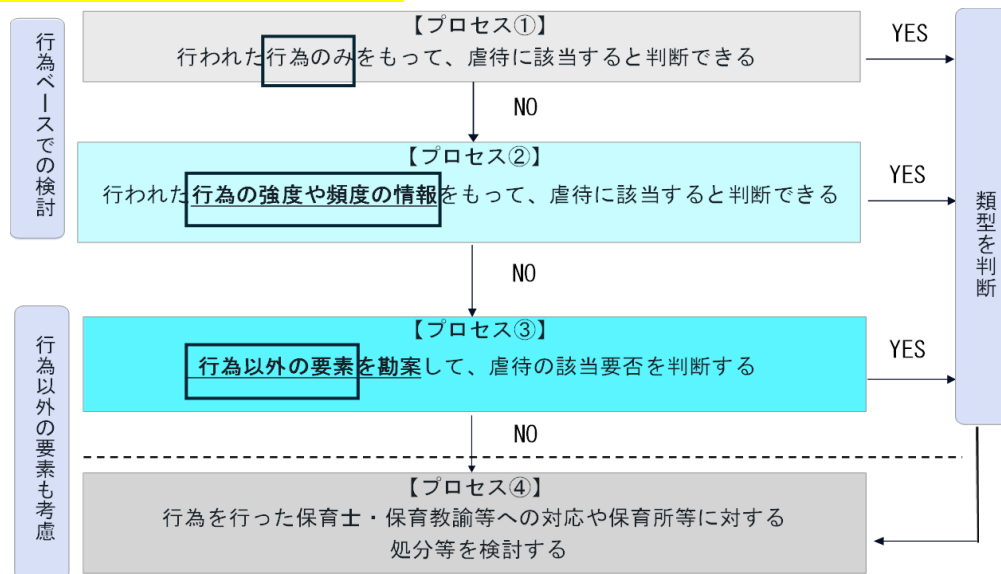
1 虐待等の概念の再整理：「虐待」「不適切保育」の定義を見直し [ガイドラインP6]

従前のガイドラインでは、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉えてきたが、今回の見直しにより、「不適切な保育」や「望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理

[虐待の概念図]



2 虐待に係る判断プロセスの整理 [ガイドラインP32~43]



3 通報義務の明確化 [ガイドラインP4]

児童養護施設や障害児施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みがあり、先般の児童福祉法の改正で、保育所等における虐待等の対応についても、同様に通報義務を明確化

4 児童福祉審議会・県への報告 [ガイドラインP45~46]

児童福祉法の改正によって、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、講じた措置の内容等の児童福祉審議会・県への報告を明確化
 <報告事項> 虐待の状況、所管行政庁において行った対応の内容 など